

九州の都市とネットワーク（江戸末期）

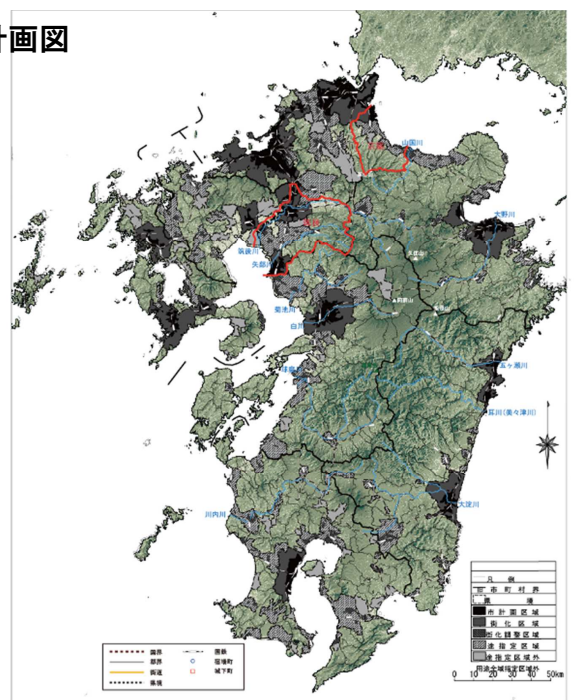


### 福岡県における広域景観計画の取組み

1. 広域景観計画への期待
2. 筑後地方における広域連携の取組みと広域景観計画
3. 矢部川流域景観テーマ協定と景観計画
4. 広域景観計画の課題と役割

東京大学大学院新領域創成科学研究科社会文化環境学専攻  
UDCK/UDCT/UDCIC  
出口 敦

九州の都市計画図



### 2004年当時の「景観」への期待

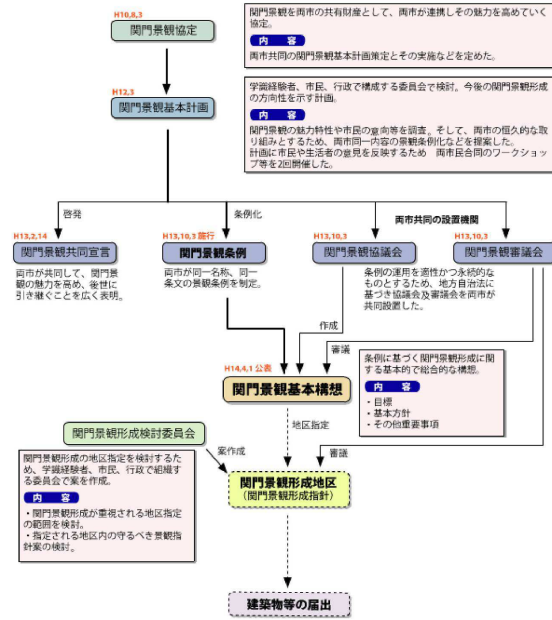
- ・近代都市計画の見直し
- ・線と面による支配からの脱却
- ・平面的思考の都市計画から空間計画へ

### 景観計画の基本的役割

- (1) 三次元で考えるまちづくりの計画
- (2) 空間領域の再定義の計画
- (3) 地域資源を掘り起こすプロセスの計画
- (4) 時空間の解読と図化情報
- (5) 空間の目標像と将来像の共有
- (6) 理念から具体的なルールと事業への橋渡し
- (7) 空間秩序再生の戦略

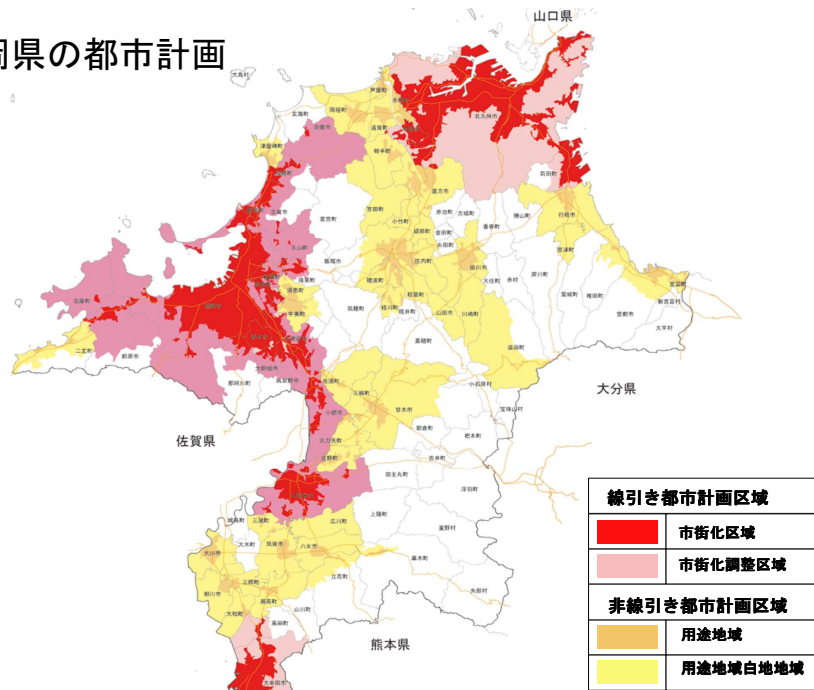
# 広域景観の取組先進事例地としての「関門景観」

関門景観協議会 | 関門景観協議会形成の経緯



# 筑後地域における 広域連携の取り組みと広域景観計画

## 福岡県の都市計画









# 広域的景観形成について

## 景観の保全・創出は、長期的な取組が必要

ある市町村が景観行政団体になった場合において、当該市町村がそれまで都道府県が行ってきた景観施策と全く整合しない施策をとることは望ましくない。  
 特に、都道府県が、広域的な景観の形成の観点から複数の市町村の区域にわたって景観施策を行っている場合において、そのうちのある市町村が景観行政団体になるときは、仮に当該市町村が独自の判断でそのような広域的な景観施策に整合しない施策を行うこととなれば、それまで培ってきた広域的な景観全体の形成効果が著しく減じることになってしまう。



河川の兩岸、海峽間、山岳の眺望、  
連坦した市街地等

複数の景観行政団体の行政区域にわたる、広域的な景観の形成については、各景観行政団体間の連携により調和のとれた規制誘導を実施する必要

関係する景観行政団体が互いに協議し、又は、必要に応じて、関係する地方公共団体の意見を聴くなどにより、適切な推進へ十分配慮

例えば、  
 複数の景観行政団体が、それぞれの景観計画において、当該広域的な景観の形成に関する部分について、統一的又は整合的な内容を定める

## 各景観行政団体間の規制誘導策の連携・調整の場としての景観協議会の活用

例えば、  
 互いの景観協議会に関係行政機関として参加し、共同で一つの景観協議会として運用する

# 筑後地域における景観のルールづくりの考え方

## ◇景観づくりの基本目標（案）

自然の彩りと人々の営みが織り成す、絵になる“ちっごの郷土”づくり

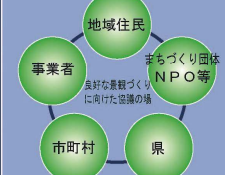
筑後の山並み・河川・海・空の恵みによってもたらされる“自然の彩り”と、  
 先人たちの叡智を受け継いだ伝統と文化に根ざす“人々の営み”が織り成す魅力的な景観づくり

## ◇景観づくりのルールの枠組み

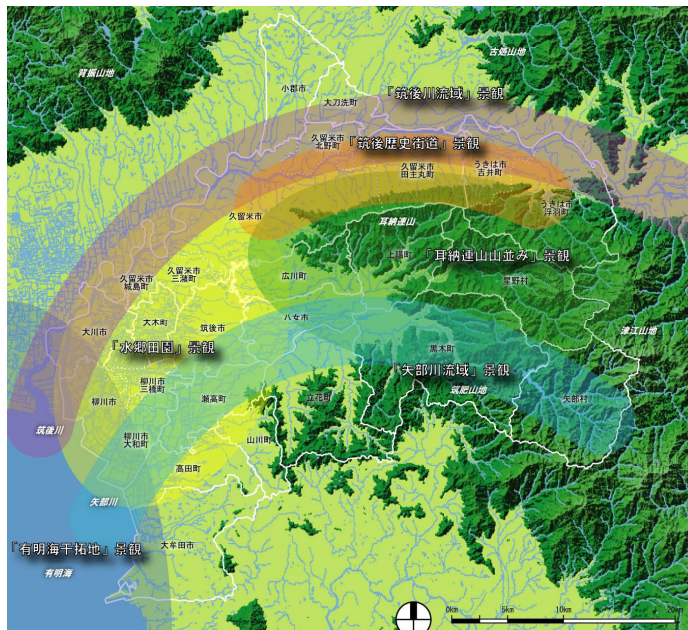
- I. 『景観憲章』の制定
- II. 『テーマ協定』の策定
- III. 『景観モデル地区』の形成
- IV. 『公共空間』の共創

## ◇連携による景観づくりの体制【景観協議会（仮称）等の設置】

景観づくりを総合的、効果的に推進していくために、地域住民、事業者、市町村、県等が相互の連絡・調整を図りながら、一体となって景観づくりに取り組んでいきます。魅力的な景観づくりや景観の悪化抑制に向けた協議の場の設置などを進め、各主体と分野の連携による横断的な体制づくりによる効果的な実施策の検討と実現化を図ります。



# 筑後地方の景観テーマ協定案



# 筑後景観コンテスト受賞作品で見る筑後景観の特色と魅力



真紅の棚田 (小川泰子(ともこ)さん)



楽しい山登り (山川梨乃華さん)

筑後川昇開橋とエツ舟風景 (高橋喜久恵さん)



浅井の一本桜(山川 壽子(ひさこ)さん)





# 筑後ん 景観憲章を

ちつぽい

みんなん「声」で  
つくろい!

2/17まで  
みなさんの声  
をお寄せ下さい。  
草案は筑後地域の  
各市町村窓口  
にあります。

第 一 条  
山々木々、  
風景を守り

第 二 条  
来て、見て  
絵になる

第 三 条  
みなさんの「声」をお聞かせください。この「筑後景観憲章草案」です。

第 四 条  
筑後景観を大切にする。これからの筑後の100年の風景を守り、つくり、つくる。心をつたえよう。筑後景観憲章へ一言、今年の水、命に向けて発声します。

第 五 条  
筑後景観を大切にする。これからの筑後の100年の風景を守り、つくり、つくる。心をつたえよう。筑後景観憲章へ一言、今年の水、命に向けて発声します。

## 筑後景観憲章

### 100年の故郷筑後ん風景を守ろう！

この憲章は、働き、訪れる人の声にちとつくられました。

筑後景観憲章  
100年の故郷筑後ん風景を守ろう！

第 一 条 筑後地域の風景を大切にする。これからの筑後の100年の風景を守り、つくり、つくる。心をつたえよう。筑後景観憲章へ一言、今年の水、命に向けて発声します。

第 二 条 山々木々、風景を守り

第 三 条 来て、見て 絵になる

第 四 条 筑後景観を大切にする。これからの筑後の100年の風景を守り、つくり、つくる。心をつたえよう。筑後景観憲章へ一言、今年の水、命に向けて発声します。

第 五 条 筑後景観を大切にする。これからの筑後の100年の風景を守り、つくり、つくる。心をつたえよう。筑後景観憲章へ一言、今年の水、命に向けて発声します。

第 六 条 筑後景観を大切にする。これからの筑後の100年の風景を守り、つくり、つくる。心をつたえよう。筑後景観憲章へ一言、今年の水、命に向けて発声します。

第 七 条 筑後景観を大切にする。これからの筑後の100年の風景を守り、つくり、つくる。心をつたえよう。筑後景観憲章へ一言、今年の水、命に向けて発声します。

第 八 条 筑後景観を大切にする。これからの筑後の100年の風景を守り、つくり、つくる。心をつたえよう。筑後景観憲章へ一言、今年の水、命に向けて発声します。

第 九 条 筑後景観を大切にする。これからの筑後の100年の風景を守り、つくり、つくる。心をつたえよう。筑後景観憲章へ一言、今年の水、命に向けて発声します。

第 十 条 筑後景観を大切にする。これからの筑後の100年の風景を守り、つくり、つくる。心をつたえよう。筑後景観憲章へ一言、今年の水、命に向けて発声します。





@樋口秀吉（うきは市役所）

第条  
来て、見てん。  
絵んなる風景は、筑後ん誇り。

山川、渾人が暮らすまちや村と田舎、木々や花の彩り、これらが重なり合う眺めは、多くの芸術家、文人たちを育き、よなく愛されてきた筑後の風景です。

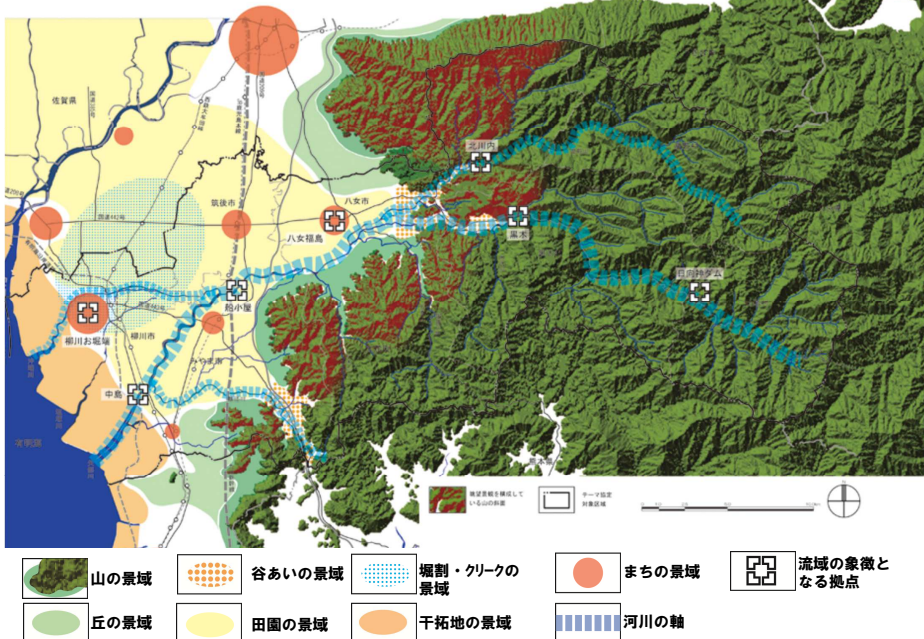
しかし、時代の流は変わって、いた風景もありません。

棚田とその石垣、白壁のまちなみ、稲刈りや機織り、同じく消えゆくこととしていたくらの風景が、地元の地道な保存活動によって見直され、「筑後の文化」として息を吹き返しました。多くの人が訪れるようになり、そして、風景は残りました。

日々、当たり前のように見る風景もまた、地域ならではの「構成」や「脈」を、ひとりひとりが尊重し、故郷筑後の誇りである風景を守っています。

## 矢部川流域景観テーマ協定と景観計画

### 矢部川流域の景域・軸・拠点の構成と景観像



### 矢部川流域景観計画の目的と対象区域

#### 【景観計画の目的】

現在、矢部川流域では、道路、公園、鉄道などの基盤整備が着実に進められています。こうした生活利便性の向上とあわせ、美しい田園や山並み、河川、道路など広域的に連続する景観を保全・形成していくためには一定のルールが必要であることから、テーマ協定をさらに一歩進め、景観法を活用した景観計画を策定するものです。

この計画では、流域全体の景観の向上に実効性をもたせるため、広域的な景観形成に影響のある一定規模以上の行為を届出対象とし、景観形成基準への適合を求めています。

また、矢部川という河川を骨格として、流域に多数存在する自然や歴史などの景観資源を保全活用することとしています。

#### 【景観計画の対象区域】

計画全体の対象区域は、流域の柳川市、八女市、筑後市、みやま市、立花町、黒木町、矢部村、星野村の8市町村の区域です。ただし、景観法に基づく行為の制限に関する事項は、景観行政団体（柳川市、八女市）を除く6市町村の区域です。

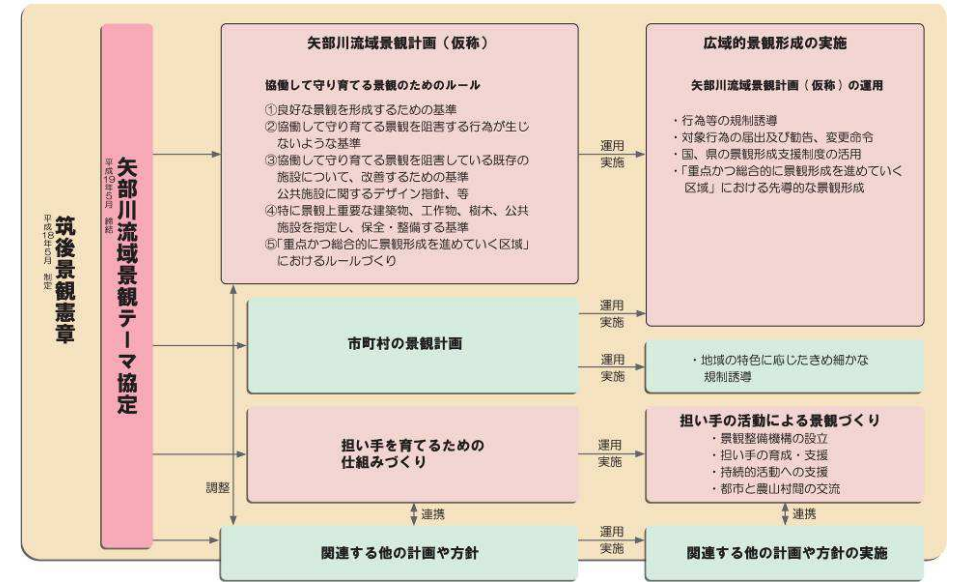
【策定日】平成21年3月30日 【施行日】平成21年7月1日



# 筑後ネットワーク田園都市圏構想～矢部川流域景観計画策定の経緯

- 平成15年3月：「筑後ネットワーク田園都市圏構想」策定  
 ＊風致景観のルールづくりをリーディングプロジェクトとして位置づける
- 平成17年8月：「よかのや。筑後ん、こん景色」景観コンテスト作品募集開始  
 ＊1,135点の作品応募。平成18年1月：最優秀賞、優秀賞を表彰
- 平成18年5月：「筑後景観憲章」の公表。筑後田園都市推進評議会・総会にて制定
- 平成19年5月：「矢部川流域景観テーマ協定」締結
- 平成19年7月～：矢部川流域景観協議会でワークショップの開催（全6回）
- 平成20年5月～：フィールドワーク・討論会による検討（全5回）
- 平成20年9月：パブリックコメントを実施
- 平成20年11月：県景観審議会に諮問
- 平成21年2月：県都市計画審議会の意見聴取  
 ：市町村長の意見聴取、公共施設管理者の協議・同意
- 平成21年3月：県議会で条例改正議決  
 ＊「福岡県美しいまちづくり条例」を一部改正し、  
 行為の届出等について所要の規定の整備を行う。

# 矢部川流域景観の進め方

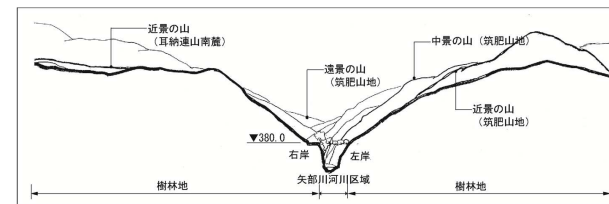


- 1. 矢部川流域景観テーマ協定の目的と役割**
- 1.1 「矢部川流域景観テーマ協定」の意義と目的
  - 1.2 策定経緯
  - 1.3 対象区域
  - 1.4 テーマ協定の構成
- 2. 矢部川流域の景観特性**
- 2.1 歴史と文化と伝統産業
  - 2.2 水のネットワーク
  - 2.3 多様な生態系
  - 2.4 大きく変化する地形
- 【テーマ】**  
**清流文化と変化する地形が織り成す景観の保全と創造**
- 3. テーマと目標**
- 目標1. 矢部川流域に広がる「地形や大自然とのつながりを感じる景観」を守り・育てる
  - 目標2. 清流とその水辺に棲む「生態系と共に生きる景観」を守り・育てる
  - 目標3. 水系が育んできた「文化・歴史・営みが織り成す景観」を守り・育てる
- 4. 基本方針**
- 方針1. 矢部川流域の絵になる景観の形成
  - 方針2. 水環境や水の循環と密接に関わる景観の形成
  - 方針3. まちなみと歴史的景観の形成
  - 方針4. 四季や時間による変化を楽しむ景観の形成
  - 方針5. 連続した良好な景観の形成
  - 方針6. 景観と調和したデザインの創出等
  - 方針7. パートナーシップによる景観づくりの推進
- 5. 実現のためのルールと仕組みづくり**
- 5.1 協働して守り育てる景観のためのルール
  - 5.2 担い手を育てるための仕組み
  - 5.3 「重点かつ総合的に景観形成を進めていく区域」におけるルール
  - 5.4 協定から景観づくり実施への流れ
- 補足資料1 協働して守り育てる景観**
- 補足資料2 周囲の景観を阻害している景観事例**

# 矢部川上流域の景観



- 河口57km地点の景観
- ・源流附近。
  - ・矢部川の水面、川床は、右手の遥か下にある。



- 河口55km地点の断面図
- ・源流附近の山岳地帯。
  - ・周囲は急峻な山々、斜面に囲まれる。



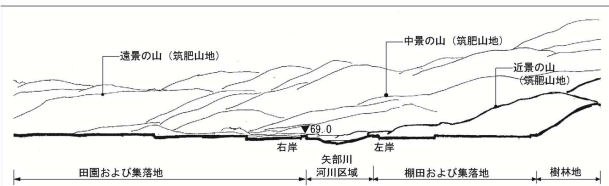
- 河口52km地点の景観
- ・ダム湖を過ぎ、矢部川の中心地の手前。
  - ・川床の岩々があらわになり、源流の里の雰囲気が漂う。視界の大半が緑で占められる。



## 矢部川中流域の景観



- 河口37km地点の景観
  - ・黒木町の山間の中の集落と棚田。
  - ・河床は周囲の地盤から随分と低くなっている。周囲の山々は徐々に迫ってくる。



- 河口31km地点の断面図
  - ・黒木町中心地手前の田園地帯。
  - ・盆地状の平地となっており、蛇行する矢部川の背後には山並みが迫る。

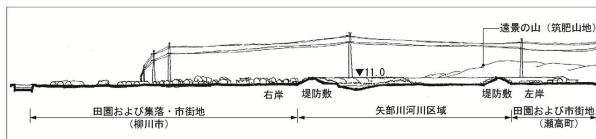


- 河口28km地点の景観
  - ・左手や飯側には古い木造家屋の民家、右手立花町側は緑が生い茂っている。
  - ・矢部川の流れは緩やかで、農村地帯を抜ける河川景観がづく。

## 矢部川上流域の景観



- 河口10km地点の景観
  - ・瀬高堰、筑後川河川事務所矢部川出張所の建物があらわに目につく。
  - ・左手は筑後市、右手には瀬高町の市街地が広がる。

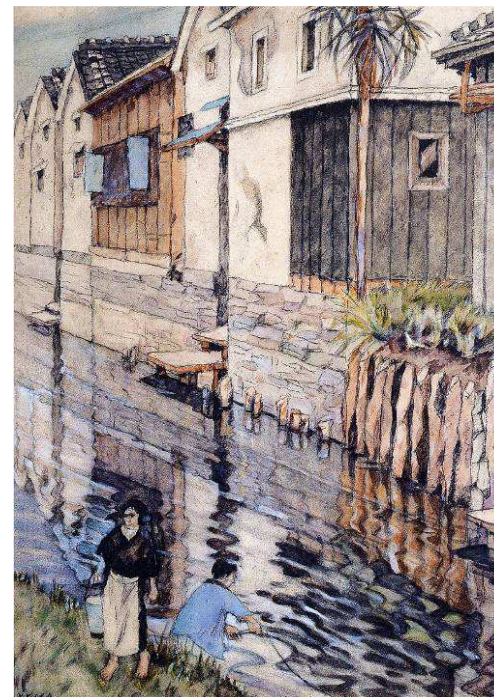
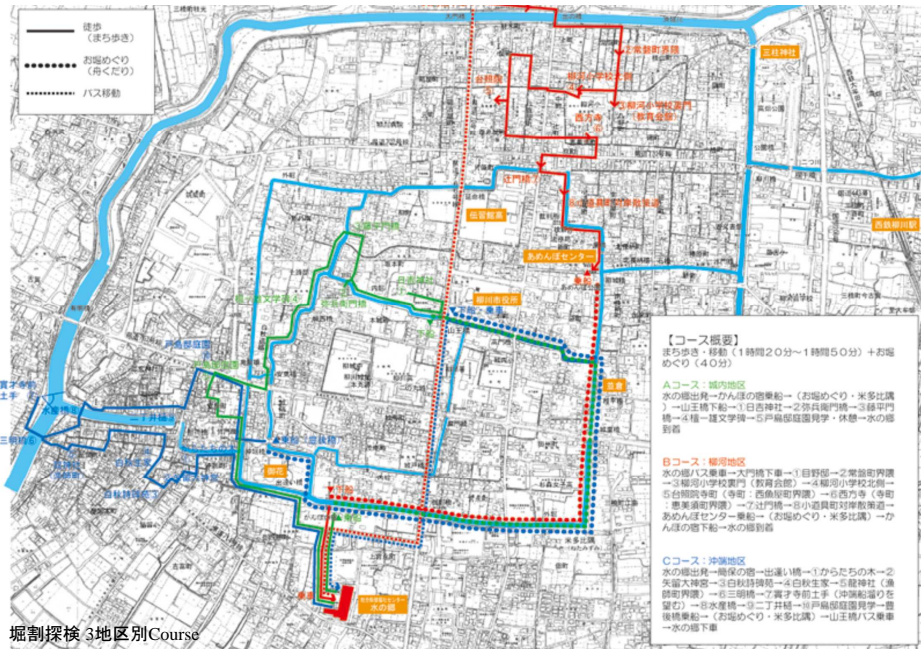


- 河口8km地点の断面図
  - ・矢部川の下流部は視界の開けた平野部が約15kmにわたり続く。
  - ・高圧電線の鉄塔が目につく。遙か遠くに筑肥山地を望む。



- 河口5km地点の景観
  - ・中島漁港の舟溜りが独特の景観をかもし出している。
  - ・堤防左には、屋並が折り重なるように密集している漁村集落。

## 水郷都市「柳川」の堀割景観



久留米出身の画家・古賀春江が描いた「柳河風景」



# 柳川の堀割景観を支える水の制御装置と空間構成

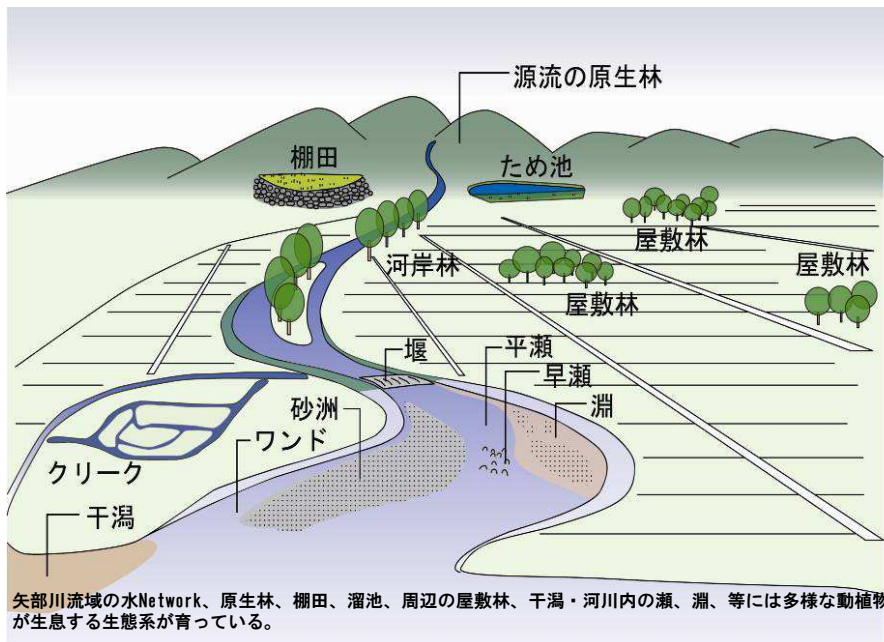
堀割の多様な機能⇒地域固有の文化と景観形成

Disaster Prevention	Daily Urban Life Infrastructure	Agricultural Infrastructure	Ecological Preservation	Recreation Spaces
防災機能	生活機能	農業機能	環境保全機能	空間形成機能
内水貯留 遊水地・洪水調整 地下水涵養 防火用水	飲料水 生活用水(洗物) 生活排水 運搬・交通	農業用排水 乾田化 泥土の肥料化	生態系保持 動植物育成 自浄・浄化	水遊び・観光 景観形成 空間的価値(潤い)

矢部川中流域の回水路と田園景観



# 水環境や水の循環と密接に関わる景観の形成



# 矢部川流域の景観



## 矢部川流域景観の進め方

◆**テーマ設定プロセス** 矢部川流域テーマ協定（平成19年締結）  
矢部川流域の固有の景観を守り、つくるための理念・目標および基本方針を策定し、広域で取り組む基本的な考え方を整理・共有。

◆**対象設定プロセス** 矢部川流域景観計画（平成21年3月策定）  
「テーマ協定」に基づき、具体的な景観行政として取り組む事項について検討・整理する。その際、景観法・関連法制度に即して策定。

◆**方法設定プロセス** 矢部川流域デザインガイドライン  
「景観計画」を実現していく上で、関係市町村や地域住民、企業・事業者などに広く理解して頂くと共に、景観形成を誘導していく上での具体的方策。

## 広域景観計画の役割と課題

### ◆地方広域連携の必要性と目的

求められる地方都市の連携と田園都市圏の再生

- 1) 恵まれた筑後の環境の再評価
- 2) 地域間競争時代の課題
- 3) 活性化への取り組みの必要性
- 4) 市町村単独の施策の限界
- 5) 地方分権時代の地域連携の模索

21世紀の筑後地方の連携のあり方

- 1) 広域都市圏全体の連携と発展の方向性
- 2) 地域の強力なアピール
- 3) 分散型の都市のネットワーク形成
- 4) 田園都市圏の将来性と可能性の追求

### ◆地方広域連携の具現化としての広域景観計画

2004年当時の都市計画制度の動向

- 1) 提案制度＝「地区・区域」→狭域化  
短期的・街区的
- 2) 市町村合併＝「都市計画」→広域化  
リージョナル的
- 3) まちづくり三法改正＝「性能」→基準化  
指標的

リージョナル・プランとしての広域景観計画の役割

- 1) 合意形成・担保手続き
- 2) 街区から圏域の各スケールの共通ルール
- 3) 人為的境界に依拠しない自然な領域の空間像
- 4) 空間像実現の事業

### ◆規制型から創造的な広域連携デザインの誘導・仕掛けへ

何を創造するのか

- 1) 知的創造 : 「物語」「テーマ」→港湾・都市（下流域）・ルール（上流域）の関係再構築計画へ
- 2) 視覚的創造 : 「視覚化」→平面計画から立体計画・広域景観像の共有、ツール開発へ
- 3) 生態系的創造 : 「広域緑地計画」→大小の未利用地・跡地を時間をかけて自然に還す事業計画へ